

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

| 事 件 名 | 報酬額 | 備 考 |
|---------------------------------------|-----------|-----------------|
| 特定非営利活動法人の設立認証申請（登記完了届出含む） | 162,000 | |
| 旅館業の営業許可申請*1 | 162,000 | 内、事前調査（86,400円） |
| 特区民泊の認定申請（東京都大田区）*1 | 162,000 | 内、事前調査（86,400円） |
| 住宅宿泊事業者の届出*1 | 162,000 | 内、事前調査（86,400円） |
| 住宅宿泊管理業者の登録申請 | 108,000 | |
| 住宅宿泊管理業者の登録申請（宅建業の免許あり） | 54,000 | |
| 宿泊事業に関する許認可の相談 | 32,400 | 1回あたり |
| 宅地建物取引業の許可申請（東京都知事免許） | 162,000 | |
| 各種変更届出（旅館業、特区民泊、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、宅建業） | 内容ごとに見積もり | |

その他の事項

*1 標準の報酬額になり、施設の規模等により、変動いたします。

- 申請等の業務は、申請書、届出書、添付書類及び疎明書類等の作成及び提出の代理行為になります。
- 弁護士法、司法書士法及び税理士法その他の法令で行政書士が行えない業務は含みません。
- 業務により、下記の費用が発生する場合があります。
 - 書類の提出先、建物所在地及び相談場所等により、交通費、宿泊費及び日当。
 - 申請手数料若しくは登録免許税等の官公署へ納付する金銭。
 - 登記事項証明書等の行政証明に関する書類及び地図等の必要な書類の取得費用。
 - 公証役場に支払う費用。
 - その他の必要な費用。

平成31年1月1日



東京都行政書士会会員

行政書士 岡部 邦暁

職印